

第2次流山市健康づくり支援計画の中間評価について

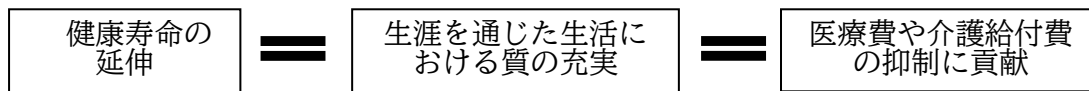
1 計画の概要

第2次流山市健康づくり支援計画

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ・健康増進計画（健康増進法） | ・食育推進計画（食育基本法） |
| ・歯と口腔の健康づくり推進計画（流山市歯と口腔の健康づくり推進条例） | |
| ・母子保健計画（母子保健計画策定指針） | ・自殺対策計画（自殺対策基本法） |

各計画を包括、一体化

基本理念 「心豊かに暮らせる健康づくり」



心とからだ、両方の健康維持・増進を目指し、6つの基本目標を設定。

- | |
|---|
| 【からだの健康づくり】健康づくりに自ら取り組み、充実した健康生活の推進 |
| 【食育の推進】健全な食生活の実践による生涯を通じた健康を目指す取組の推進 |
| 【たばこ対策】自分と大切な人の健康を守るために、望まない受動喫煙をなくし、たばこをやめたい人の禁煙を応援する取組の推進 |
| 【こころの健康づくり・自殺対策】ストレスと上手に付き合いながら、人とつながり自分らしく過ごすための取組の推進 |
| 【歯と口腔の健康づくり】生涯を通じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進 |
| 【母子保健の推進】すべての親子が健やかに暮らすための母子保健の充実と支援体制づくりの推進 |

以下のライフステージに応じた様々な取り組みを実施。

ライフステージ				
乳幼児期	学齢期	青年期	壮年期	高齢期
概ね0～5歳	概ね6～17歳	概ね18～39歳	概ね40～64歳	概ね65歳以上
よく食べ、よく遊び、よく眠り、愛され育まれる健康づくり	生活習慣を確立し、心身共に成長できる健康づくり	環境変化に対応し、自分と家族の将来に向けた健康づくり (飲酒・喫煙:20歳以上)	生活習慣を見直し、今後につながる健康づくり	地域の人とつながりを持ち、心身機能を維持していく健康づくり (後期高齢者:75歳以上) 積極的に地域の人とのつながりを持ち、気力・体力・生活機能を維持していく健康づくり

2 計画期間及び中間評価の位置づけ

計画期間は令和2年度から令和11年度の10年間。

中間年度にあたる令和6年度に上期5年間の中間評価を行う。

国、県の保有する統計データ、市で実施する検診のデータ等から計画の達成状況を確認し、下期5年間の目標値等を再検討する。

3 今後のスケジュール

令和6年 3月～5月 市民に対するアンケートを実施

5月～8月 アンケート結果、指標値の集計、分析

9月～10月 計画案の作成（中間評価を踏まえた目標値の検討）

11月 福祉施策審議会 報告

【指標事例】

目標項目		現状	目指す方向	中間目標	最終目標	目標設定の考え方
【健康寿命の延伸】 日常生活動作が自立している期間の平均 (平均自立期間)	男性	平均自立期間:80.8年 平均余命:82.5年 平成29年	↑	平均余命の増加分を上回る 平均自立期間の増加		平均寿命の延伸以上に健康寿命を延伸させ、不健康な状態となることを遅らせることは、生涯を通じた生活における質の充実につながり、結果として医療費や介護給付費の増大の抑制にも寄与する重要な要素となります。 乳幼児期から高齢期までのすべての市民を対象とする健康づくりを総合的に推進することで、平均寿命の延伸以上に平均自立期間を延伸させることを目指します。
	女性	平均自立期間:83.7年 平均余命:87.2年 平成29年				
【主観的健康感の向上】 心身ともに健康だと感じている市民の割合		77.4% 平成30年度	↑	82.0% 令和5年度	85.0% 令和10年度	自らが心身ともに健康だと意識できることは生活における質を高める要素となります。 客観的指標としての健康寿命や医学的な健康状態では表せない全体的な心身の健康状態を主観的に評価する指標として、心身ともに健康だと感じている市民の割合の上昇を目指します。
【行動変容(健康行動の開始・継続)の促進】 健康の維持増進のために日頃から特に何もしていない市民の割合		6.3% 平成30年度	↓	4.0% 令和5年度	2.0% 令和10年度	健康づくりの推進には、すべての市民が毎日の生活の中で健康のために具体的な行動を主体的に開始・継続していくことが必要です。 市民一人ひとりが豊かな人生のための土台として自らの健康を捉え、具体的な行動変容につながるよう、働きかけや後押し、環境づくりを推進し、健康的な生活習慣を実践する市民の増加を目指します。